

## 特命随意契約理由書

件名	災害対策用備蓄物資再活用支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品、委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概要	災害対策用物資の再活用について、配布先の選定や輸送、連絡調整の業務を委託し、物資の有効的な活用を推進する。
選定理由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品ロスの削減を推進する団体であり、区の災害対策物資を有効活用することについて、千代田区と覚書を交わしていること。</li> <li>2 区と協力し各種事業を実施する一方、自ら各種の事業やイベントを通じた食品の再活用を積極的に推進していること。</li> <li>3 備蓄物資の再活用について豊富な実績を有し、これまでの対応も良好であること。</li> </ol> <p>上記の条件について一部を満たすものは複数存在するが、隣接した区域で全てを満たすものは限定される。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 一般社団法人食品ロス・リボーンセンター</p> <p>住所 東京都千代田区神田錦町三丁目 21 番地 ちよだプラットフォームスクエア</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 6 月 2 日
※ 契約金額	3,628,600 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担当課	災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	災害対策用備蓄物資再活用支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概要	災害対策用物資の再活用について、配布先の選定や輸送、連絡調整の業務を委託し、物資の有効的な活用を推進する。
選定理由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品ロスの削減を推進する団体であり、区の災害対策物資を有効活用することについて、千代田区と覚書を交わしていること。</li> <li>2 区と協力し各種事業を実施する一方、自ら各種の事業やイベントを通じた食品の再活用を積極的に推進していること。</li> <li>3 備蓄物資の再活用について豊富な実績を有し、これまでの対応も良好であること。</li> </ol> <p>上記の条件について一部を満たすものは複数存在するが、隣接した区域で全てを満たすものは限定される。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 公益社団法人日本非常食推進機構東京事務所</p> <p>住所 東京都千代田区麴町三丁目1番8号</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 6 月 2 日
※ 契約金額	<p>※ 単価 3,628,600 円 (消費税を含む)</p> <p>※ 印 契約のため、契約金額は支出限度額</p>
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担当課	災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

583

件名	区立和泉小学校 5階少人数教室設置工事
種類	工 事：土木・ <u>建設</u> ・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区神田和泉町1
概要	5階 PTA 室を少人数教室に改修 (天井・壁・建具改修)
選定理由	当案件について、令和5年6月13日に制限付き一般競争入札を行ったが、予定価格以内の応札者がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社白井建設 東京支店 住 所 東京都千代田区神田三崎町2丁目12番9号
※ 契約年月日	令和 5 年 6 月 14 日
※ 契約金額	9,856,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年9月29日まで
担当課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	神田一橋中学校 デシカント空調機部品交換業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田一橋中学校地下1階及び3階空調機械室内のデシカント空調機について、冷媒漏れ及び一部部品に不具合が生じているため、必要な部品交換等を行う。
選定理由	神田一橋中学校で使用しているデシカント空調機（外気処理機）は、下記業者の製品である。また、本設備は既存部分と新規交換部分が相互に密接な関連のもとに機能するものであるため、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 昭和鉄工株式会社 東京支店 住所 神奈川県川崎市川崎区中島2-2-7
※ 契約年月日	令和 5 年 6 月 2 日
※ 契約金額	2,601,500 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担当課	子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	新スポーツセンター基本構想策定支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新スポーツセンターの整備にあたり、基本構想策定のため、専門的・技術的支援を行う。
選定理由	令和4年度の新スポーツセンター基本構想策定支援業務において、建設地周辺の連携方法の検討業務が追加され関係部局での検討に時間を要したため、基本構想は令和5年度以降に策定することとした。本業務は、昨年度業務と関連性・継続性が高いため、昨年度受託者であり、履行状況も良好である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 八千代エンジニアリング株式会社 住所 東京都台東区浅草橋5丁目20番8号
※ 契約年月日	令和 5 年 6 月 29 日
※ 契約金額	15,499,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月29日
担当課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

662

件名	千代田区住宅白書作成業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品、 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和4年度に実施した住宅現況基礎調査の調査結果及び住宅施策の課題や方向性について、千代田区住宅基本条例第24条に基づき千代田区住宅白書として作成する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年6月16日付、5千環住宅発第176号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3. 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 ランドブレイン株式会社 住所 東京都千代田区平河町1-2-10
※ 契約年月日	令和5年6月30日
※ 契約金額	9427000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで
担当課	環境まちづくり部 住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

671

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（8月分）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工事場所 （工事案件のみ）	
概要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 千代田区リサイクル事業協同組合 住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和5年7月10日
※契約金額	2,159,350 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和5年8月1日から令和5年8月31日まで
担当課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

584

件名	郵送請求管理システムに係る保守業務
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和5年度より戸籍システムに付随する郵送請求管理システムを導入する。当該システムを常に正常かつ良好な状態に保ち、滞りなく業務処理が行えるようにするため、当該システムの運用保守を行う。
選定理由	<p>本戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。また、郵送請求管理システムの導入についても、下記業者が担当している。</p> <p>本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できないため、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ</p> <p>住所 東京都中央区日本橋兜町1番4号</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 6 月 1 日
※ 契約金額	1,435,500 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年7月1日から令和6年3月31日まで
担当課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。



689

## 特命随意契約理由書

件名	地域医療・介護サービス資源情報システム機能改修業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	地域医療・介護サービス資源情報システムの機能改修を実施する。 ① 地域資源情報（約10サービス）の追加実装 ② 地域資源登録・管理機能の追加実装。 ③ ボランティア団体等に対する支援記録の登録・編集機能の追加実装
選定理由	本システムは平成29年度よりプロポーザル方式事業者選定を経て選定された事業者により、保守管理を下記業者が行っている。（令和3年度に5年延長） 本業務は、既存のシステムの改修であるため、既存のシステムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存のシステムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、本システムの開発者である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 住所 東京都新宿区西新宿2-1-1
※ 契約年月日	令和 5 年 6 月 15 日
※ 契約金額	1,581,800 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	食品リサイクル処理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区が排出する災害対策用物資の食料や飲料について、食品循環資源の再生利用を実施するために、飼料化やメタン化等の処理を可能とする処理業者へ処理を委託する。
選定理由	本業務を実施するためには、以下の条件を満たすことが必要である。 1 仕様書記載の対象物資について、中身と梱包等に分離をして、飼料化またはメタン化をすることが可能であること 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第135号）第14条第6項の許可を受けていること 上記の条件について、満たすものが限定されている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 三協興産株式会社 住所 神奈川県川崎市川崎区扇町12番3号
※ 契約年月日	令和5年6月19日
※ 契約金額	686,400 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日
担当課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

646

件名	千代田区公共施設等総合管理方針改定支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、平成 29 年 3 月に策定した「千代田区公共施設等総合管理方針」を改定するにあたり、専門的な見地からの調査、提案、助言等の支援を行うことにより、効率的に業務を実施する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和 5 年度 (令和 5 年 6 月 16 日付 5 千政施経発第 163 号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 1 号 3. 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社ファインコロレート研究所 住所 東京都港区元赤坂一丁目 1 番 15 号 ニュートヨビル
※ 契約年月日	令和 5 年 6 月 21 日
※ 契約金額	15,840,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担当課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

663

件名	防草対策工事(第504号)
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	牛込門石垣
概 要	史跡江戸城外堀跡牛込門石垣に雑草が繁茂しているため、防草対策工事を行い、史跡を良好に保存する。
選 定 理 由	<p>区が維持管理する史跡江戸城外堀跡牛込門石垣において、雑草が繁茂し石垣構造への影響や景観を阻害している為、防草対策を行う必要がある。同エリアで JR 東日本株式会社が JR 飯田橋駅西口整備関連で飯田橋児童遊園および富士見二丁目広場用地の整備を下記業者にて施工中であり、令和5年8月に開園予定である。</p> <p>本件工事は、JR 飯田橋駅西口整備の工事と重複する箇所も含まれる工事であり、JR 東日本中央線の線路沿いでもあるため、列車運行に支障をきたさないよう安全且つ速やかに施工することと、整備工事に合わせた景観を維持するため、外濠公園の開園に合わせる必要がある。</p> <p>当該施工中の者に施工させることにより、JR 東日本株式会社と列車運行の協議期間を大幅に短縮できることや、安全対策で使用する仮設物の共用もできコスト縮減も図られる。また、開園スケジュールを遵守した施工が可能となる。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	社 名：鉄建建設株式会社 東京鉄道支店 住 所：千代田区神田三崎町二丁目5番3号
※ 契約年月日	令和5年6月23日
※ 契約金額	¥ 8,253,300 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日 から 令和5年8月10日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	神田一橋中学校 屋上空調室外機圧縮機及び部品交換業務
種類	工事： 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： 物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田一橋中学校屋上の2-4系統空調室外機(外気処理機)において、圧縮機及び内部部品不良のため、部品交換を行い外気処理が正常に行えるようにする。
選定理由	神田一橋中学校で使用している空調機(外気処理機)は、下記業者の製品である。また、本設備は既存部分と新規交換部分が相互に密接な関連のもとに機能するものであるため、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 日立グローバルライフソリューションズ株式会社 住所 東京都江東区東陽5-29-17 東陽パークビル
※ 契約年月日	令和 5 年 6 月 1 日
※ 契約金額	1,054,805 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年12月31日まで
担当課	子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

629

件名	庁有車の再リース賃借（一般車）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区全体の業務及び災害時緊急対車両を確保するため再リースする。
選定理由	当該車両については平成30年度、賃借先を競争入札により下記業者に決定し、平成30年7月2日から長期継続契約により賃借していた。契約が満了となる令和5年からは電気自動車の導入について検討したが、当該車両同等の電気自動車についての製造について見通しが立たないことが確認されたため、当該車両が極めて稼働良好な状態であったこともあり再リースすることが最善の方法と結論付けられ、下記事業者と引き続き再リース契約を結ぶこととした。今年度（契約期間は令和5年7月2日～令和6年7月1日）においても、下記事業者を引き続き契約の相手方とする。
契約の相手方	名称 日本カーソリューションズ株式会社 住所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
※ 契約年月日	令和 5 年 6 月 20 日
※ 契約金額	997,920 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年 7月 2日から令和6年 7月1日
担当課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

628

件名	庁有車の再リース賃借（教育車）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区全体の業務及び災害時緊急対応車両を確保するため再リースする。
選定理由	当該車両については平成30年度、賃借先を競争入札により下記業者に決定し、平成30年7月2日から長期継続契約により賃借していた。契約が満了となる令和5年からは電気自動車の導入について検討したが、当該車両同等の電気自動車についての製造について見通しが立たないことが確認されたため、当該車両が極めて稼働良好な状態であったこともあり再リースすることが最善の方法と結論付けられ、下記事業者と引き続き再リース契約を結ぶこととした。今年度（契約期間は令和5年7月2日～令和6年7月1日）においても、下記事業者を引き続き契約の相手方とする。
契約の相手方	名称 日本カーソリューションズ株式会社 住所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
※ 契約年月日	令和 5年 6月 20日
※ 契約金額	997,920 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年 7月 2日から令和6年 7月 1日
担当課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	区立小中学校学習者用タブレット端末導入作業
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	児童・生徒が授業や学習で活用する学習タブレット端末の導入を行う。
選定理由	令和2年度にICT学校教育システムの回線、システム基盤、基盤系ソフトウェアやサービス等の構築・導入作業および、保守・運用業務について実施した公募型プロポーザル（令和3年3月17日、2千子指導発第999号決裁）の結果、下記業者に決定した。 本件、学習用タブレット端末導入作業はICT学校教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 所在地 東京都港区浜松町1-30-5
※ 契約年月日	令和5年6月1日
※ 契約金額	40,700,000円
契約期間	契約締結日の翌日～令和5年9月30日
担当課	子ども部 指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。



特命随意契約理由書

788

件名	戸籍法改正対応作業(戸籍事務内連携のための試行運転対応及び試行運転後の切替え・立会い対応)
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする「戸籍法の一部を改正する法律」の施行に向けた試行運用及び本運用のため、当区戸籍情報総合システム上で戸籍事務内連携機能を使用できるよう当該機能を動作させるための切替え作業及び試行運転後の切り替え作業が必要となる。そのため、本件対応作業を実施する。
選定理由	<p>当該戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された(平成10年8月7日付千地戸発第176号)。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。</p> <p>本件戸籍システムの試行運転に向けた対応作業、試行運転後の切替え作業対応及び立会い対応業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にある。本件切替え作業を同一者以外に履行させると、既存のシステム・機器類の運用に著しく支障が生じるおそれがある。また、直接的なシステム操作やサーバーへのアクセスが必要となるため、システム開発に携わっている下記事業者以外に本件業務を行うことができない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ</p> <p>住所 東京都中央区日本橋兜町1番4号</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 6 月 1 日
※ 契約金額	2,717,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担当課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

732

## 特命随意契約理由書

件名	人事情報総合システム仮想サーバ構築業務
種類	<p>工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事</p> <p>物品：物品・<b>委託</b>、その他</p>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本件は、現在リプレースの最中である人事情報総合システムを令和4年度に構築した千代田区新全庁LANシステム基盤へ搭載し運用するため、その仮想サーバの設計及び構築作業を実施するものである。
選定理由	<p>下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。</p> <p>全庁LAN関連機器の構築・設定を行う事業者は、全庁LANシステムに関連する既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部</p> <p>所在地：東京都港区西新橋三丁目2番8号</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 6 月 2 日
※ 契約金額	16,500,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年8月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

### 特命随意契約理由書

件名	ID 統合管理システム改修支援業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	人事給与システム、新総合行政システム及び ADMS で現在利用している ID の連携方法を見直し、変更を行うことを目的とし、現行の連携フローにおける課題整理、データ変換ルール策定、要件整理を実施する。
選 定 理 由	本件は、全庁 LAN システムにおける各種認証の ID 連携方法の検討であり、全庁 LAN システムの運用・保守と密接不可分の関係にあるため、現行の全庁 LAN システムの運用・保守事業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 住 所 東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 5 年 6 月 1 日
※ 契約金額	9,570,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 5 年 8 月 31 日
担 当 課	情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

770

件名	文化芸術の秋フェスティバル 囲碁・将棋大会運営業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「囲碁・将棋大会」は、文化芸術の秋フェスティバルの一環として、区が主催する事業であり、千代田区立九段生涯学習館で、参加者を募って大会を開催し、競技を行う。
選定理由	開催にあたっては、囲碁盤や将棋盤をはじめとした大会運営に必要な備品・用具類の準備、当日の運営、会場の後片付けまでを一括して行う必要があるため、施設の管理を行っている指定管理者が業務を行うことで、総合的に運営することができる。 また、施設の指定管理者が履行することにより、履行の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる。 以上から、九段生涯学習館の指定管理者である下記業者を、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 小学館集英社プロダクション 所在地：千代田区神田神保町二丁目30番地
※契約年月日	令和 5年 6月 5日
※契約金額	1,241,900 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年12月28日
担当課	地域振興部文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。